

信州中野

商工会議所
ニュース

2015

2

No.356

▲北陸新幹線下り列車走行テスト 融雪施設稼働の中、疾走!!
(撮影場所・赤岩-高社山トンネル付近)

今月号のみどころ

- ・当所女性会、正副会頭との懇談会開催
- ・商業関係など4セミナー開催
- ・企業と人、“おめざ”



信州中野商工会議所

●ホームページ : <http://www.nakanocci.or.jp/>

●E-mail : info@nakanocci.or.jp

当所女性会

正副会頭との懇談会開催

当所女性会(関紀子会長)は、1月26日の正午より当所会議室において正副会頭との懇談会を開催いたしました。

普段、なかなかお話をする機会がない正副会頭の皆様と約2時間にわたり懇談いたしました。

懇談内容は、山田会頭より商工会議所全体の活動方針と当会へのご意見等をいただきました。また、当女性会からは今年度の活動状況と当会の現状を含め意見、要望をお聞きいただきました。

今回の交流で、様々な意見をいただき今後の女性会活動の参考にできたらと思います。また、正副会頭の皆様にはご多忙の中、女性会との懇談会

のため時間を割いていただき感謝いたします。



議員職務 執行者の異動

当商工会議所議員職務執行者の異動がありました。

2月1日付
3号議員 山口 和彦



八十二銀行中野支店 (前任者 二茅一徳)

中野TMOまちあるき企画

冬のまちあるき

「節分の招福祈願めぐり」

今年で12回目の「節分の招福祈願めぐり」を2月3日に実施しました。市内外から15名の方に参加いただきましたが、毎年参加されるグループが多くなって参りました。

「福を集める」をテーマに、法蓮寺では1年の健康と多幸を祈願する厄除けと、西公園薬師堂の節分の豆まきに参加して福を集めました。「丸世酒造店」では、冬にできる新酒の試飲を楽しみ、お酒を造る工程を見学し、丁寧に教えて

いただきました。「ふくろや」では歴史あるみそ蔵を見学しました。最後に「割烹 魚がし」で節分にちなんだ恵方巻きなどのお料理で食事会をしました。

皆さんから「豆まき、恵方巻きがよかった」「新酒の試飲が良かった」「毎年参加して健康で過ごせることがありがたい」などと感想をいただきました。これから中野TMOではまちあるきをしながら中野の魅力を紹介していきます。



がんばる経営 応援します

中小企業のみなさん まずはご相談下さい



経営上の 問題解決に

出張相談 ~個別巡回専門経営相談~ をご利用下さい



ステップ 1 相談申込 電話、FAX、来所



ステップ 2 相談内容の検討 専門家の選定



ステップ 3 企業への派遣 諸問題の解決支援



問合せ、申込先 中野商工会議所経営支援課 電話0269-22-2191 FAX0269-26-7007

商工会議所各種ダウンロードサービスが便利です。

会員情報各種変更届等 当所ホームページからダウンロードできます。(URLは表紙に記載)

〃 雑のまちづくり〃 セミナー開催

当所商業委員会（脇田綱雄委員長）が主管となり、1月20日に地域活性化セミナーを当所第一会議室において開催しました。



講師 小林 玖仁 氏
「雑のまちづくり」と

講師は、国登録有形文化財「二木屋」主人で、街おこしプロデューサーとして各地で活躍されている小林玖仁氏（くにお）氏をお迎えしました。講師は、「雑のまちづくり」と

建設業向けセミナー開催

当所建設業部会は、中野市建設業協会との合同による建設業向けセミナーを1月20日、柳ホールにおいて開催しました。



講師 旭 氏
「今回の講演には、(株)佐川旭建築研究所佐川旭氏(同社)

が減少を続けており、住宅産業は「成熟産業」に突入した。営業の変化として、従来は住宅展示場が営業の柱であったが、現在はインターネットからの情報収集と既存施工先からの紹介が中心となってきた。顧客の変化として、インターネットにより住宅業界の内情を容易に知る機会が増え、お客様がブ口化しており、すまい手とつくり手の力関係が逆転している。

代表取締役、女子美術大学非常勤講師）をお迎えし、「建設業の今後の在り方」と題して講演いただきました。講演では、住宅業界の環境変化から受注確保方法についてお話をいただきました。まず、市場の変化として人口・世帯の減少から住宅着工件数

このような中で、受注を確保するためには顧客満足度を高めることが重要である。顧客満足度はお客様の独自の価値基準によって決まる。したがって、「顧客」は「個客」と考えることが必要である。顧

消費税軽減対策窓口事業

トヨタも実践！脱・指示待ち！紙1枚でみえる化仕事術

当所法務金融部会（中山幸利部会長）と当所青年部（松村直樹会長）の共催により、1月22日夜、中野地域職業訓練センターにおいて52名の出席のもと開催しました。



講師 浅田 卓 氏
「Pと呼ぶ

講師には、「伝わるカイゼン1枚ワークス」を主宰する浅田卓（たけ）氏をお迎えし、「トヨタも実践！脱・指示待ち！紙1枚で見える化仕事術」と題して、2時間ご講演いただきました。

この経験を活かし、現在、各地の企業の研修・講演で活躍され、今回は紙1枚にフレームワークを使用した実習形式で行われました。まず始めに、相手に理解

してもらう方法、相手に信頼してもらう方法、相手に「伝わる」にカイゼンするための方法を学びました。その方法は、紙1枚にフレーム（縦4×横4）を作成し、相手に伝えたいことを1つ1つそのフレームに記載。次にフレームに番号を振り、その番号順に相手に伝える至ってシンプルなお内容です。

時・テーマ別に、フレームに記載する1つ1つが情報で整理することで相手に伝わり、参加者も大変参考となりました。

製造業向けセミナー開催



講師 川本 勲 氏
「やっ

当所製造業部会は、二十世紀北信州ものづくり産業振興会との合同による製造業向けセミナーを1月29日、中野地域職業訓練センターにおいて開催しました。今回の講演には、「神の業を持つ真空業界のお助けマン」の異名を得ている、有限会社川本製作所代表取締役の川本勲氏をお迎えし、

「やっかないわい、やっかないわい、やっかないわい」と、溶接を依頼された「惑星探査機はやぶさ」の加速器の構造、苦労された秘話など語っていただきました。

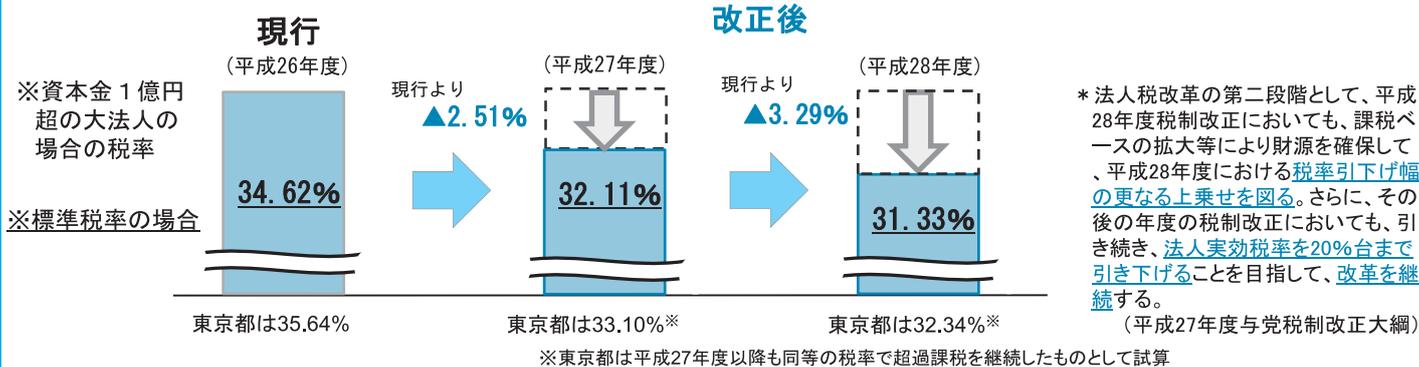
法人実効税率の引き下げをはじめ 中小企業の活力を後押しする税制改正が実現！

信州中野商工会議所
日本商工会議所

※本チラシ内の「中小企業者」とは資本金1億円以下の法人です

法人実効税率の引き下げが実現！

○平成27年度に法人実効税率（現行：34.62%）が2.51%引下げられ、32.11%となります
（国税：現行25.5% → 平成27年度23.9% （▲1.6%引下げ））



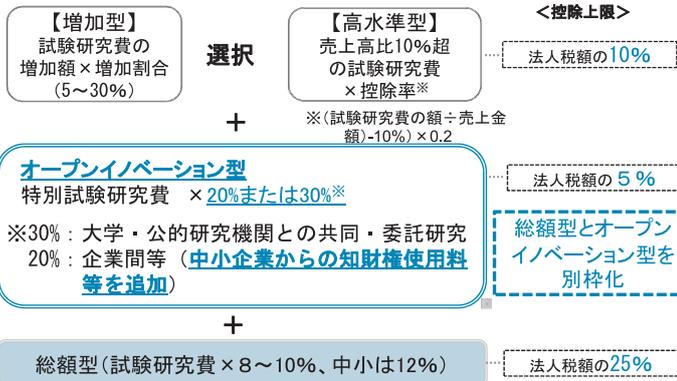
中小法人の軽減税率の延長<2年間>

○中小事業者に適用される国税の法人税率の軽減税率（15%）が、平成28年度末まで2年延長されます

法人税法における税率(本則)		租税特別措置法における軽減税率
年800万円以下の所得金額	19%	15%
年800万円超の所得金額	23.9%	—

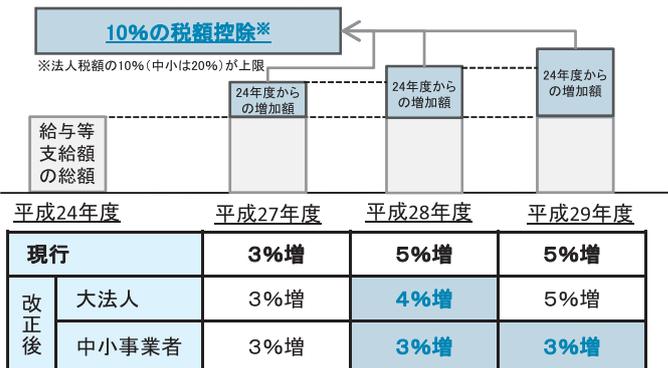
研究開発促進税制の延長・重点化

○研究開発税制の総額型から、大学・公的研究機関や、企業間での共同委託研究等の「特別試験研究費」の部分を別枠化し、税額控除率を拡充したオープンバージョン型が創設されます



所得拡大促進税制の拡充<3年間>

○所得拡大促進税制の給与増加要件が緩和されます

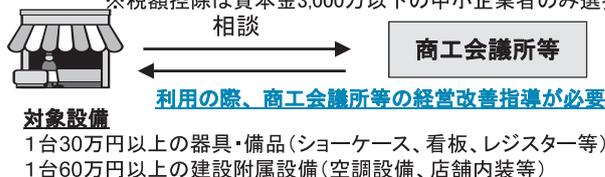


【要件】・給与等支給額※の総額：平成24年度から一定割合(上図)以上増加
・給与等支給額の総額が前の事業年度以上、
・給与等支給額の平均額が前の事業年度を上回る場合

商業・サービス業活性化税制の延長<2年間>

○商業・サービス業を営む中小企業者が、商工会議所等の経営改善等の指導を受けて、店舗等の設備投資を行った場合の減税が、平成28年度末まで延長されます

特別償却（取得価格の30%）または、税額控除（7%）の選択
※税額控除は資本金3,000万円以下の中小企業者のみ選択可能



外形標準課税の見直し<資本金1億円超の企業>

○大法人（資本金1億円超）の法人事業税における外形標準課税が2年間で段階的に2倍となります。一方で、所得割に関しては2年間で段階的に2/3に引き下げとなり、所得割と外形標準課税の比率が現行の3：1から1：1となります。

○賃上げへの取組みを阻害しないよう、一定以上の賃上げ分を控除する仕組みが導入されます（平成29年度末まで）

○地域の経済・雇用を支える中堅企業（付加価値額30億円以下）について、外形拡充により税負担が増加する場合は負担増加額の50%が軽減されます（平成28年度末まで）

	現行	27年度	28年度
付加価値割	0.48%	0.72%	0.96%
資本金割	0.2%	0.3%	0.4%
所得割	7.2%	6.0%	4.8%

地方における企業の拠点強化を促進する特例措置の創設

○地方創生実現のため、地方における本社機能等の事業拠点の新設・拡充に取り組む企業に対して、オフィスに係る建物（本社・研究所等）に関する設備投資減税、雇用促進税制等の措置が創設されます

拡充型(含対内直投)

地方にある企業の本社機能等の強化

以下の要件を満たす自治体策定計画を国が認定

1. 地域要件: 東京圏、中部圏中心部、近畿圏中心部を除く地域であって、単独自治体、又は地域連携により概ね人口10万人以上の経済圏を構成し、一定の事業集積が認められる地域
2. 地方自治体が独自で補助金や融資制度を設ける等、本社機能の受入促進策を講じていること

企業の地方拠点強化実施計画(知事承認)

オフィス減税

オフィスに係る建物(本社・研究所・研修所)等の取得価額に対し、**特別償却15%、税額控除4%**

雇用促進税制

- ① 法人全体の雇用増加率10%以上の場合、増加雇用者**1人あたり50万円を税額控除**
- ② 法人全体の雇用増加率10%未満の場合でも、1人当たり20万円を税額控除

※固定資産税、不動産取得税、事業税(移転型のみ)の減免措置について、地方交付税によって減収額を補填する措置をあわせて創設

移転型

東京23区からの移転である場合は支援措置を深堀り

以下の要件を満たす自治体策定計画を国が認定

1. 地域要件: 東京圏、中部圏中心部、近畿圏中心部を除く全地域
2. 本社機能の受入促進策を講じていること

企業の地方拠点強化実施計画(知事承認)

オフィス減税

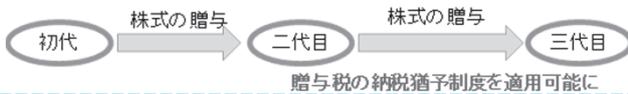
オフィスに係る建物(本社・研究所・研修所)等の取得価額に対し、**特別償却25%、税額控除7%**

雇用促進税制

- ① 地方拠点の新規雇用により**1人あたり80万円**(雇用増加率10%超)もしくは、**50万円**(雇用増加率10%未満)を税額控除
- ② 東京から地方拠点へ移転した従業員は**30万円を税額控除**
- ③ 地方拠点および法人全体で**増加した従業員数を維持している場合には、1人あたり30万円の税額控除を3年間継続適用可能**

円滑な事業承継促進のための措置

○贈与税の納税猶予制度の適用を受けている者(2代目)が、贈与後5年間の事業継続要件等を満たし、3代目に対する株式の再贈与を行う場合に、2代目に贈与税の納税義務が生じないようにします



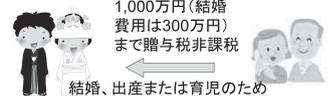
住宅税制の拡充

○住宅ローン減税が平成31年6月入居まで延長されます
○住宅取得等資金の贈与に係る贈与税の非課税措置が拡充・延長されます

住宅取得等資金の贈与に係る非課税措置の拡充	消費税率10%の適用		消費税率8%の適用	
	質の高い住宅	一般住宅	質の高い住宅	一般住宅
現行			1,000万円	500万円
平成27年	—	—	1,500万円	1,000万円
平成28年 1月~28年9月	—	—	1,200万円	700万円
平成28年10月~29年9月	3,000万円	2,500万円	1,200万円	700万円
平成29年10月~30年9月	1,500万円	1,000万円	1,000万円	500万円
平成30年10月~31年6月	1,200万円	700万円	800万円	300万円

結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の創設

○直系尊属(贈与者)が、20歳以上50才未満の子・孫等(受贈者)名義の金融機関の口座等に、結婚、出産または育児のための資金を拠出する場合、1千万円までの贈与税を非課税とする措置が創設されます



繰越欠損金控除制度の縮減<資本金1億円超の企業>

○大法人(資本金1億円超)の控除限度額が、平成27年度に65%、平成29年度に50%に段階的に引き下げ(中小企業は対象外)
○繰越期間は中小企業を含め、平成29年度以降10年へ延長されます

		現行	27年度	28年度	29年度
大企業	控除限度	80%	65%	65%	50%
	繰越期間	9年	9年	9年	10年
中小企業	控除限度	100%	100%	100%	100%
	繰越期間	9年	9年	9年	10年

受取配当益金不算入の縮減

○現行の持ち株比率の基準を見直し、5%以下の場合は20%、1/3以下の場合は50%、それぞれ益金不算入となります

<現行>		<平成27年度以降>	
持ち株比率	益金不算入割合	持ち株比率	益金不算入割合
25%未満	50%	5%以下	20%
25%以上	100%	5%超1/3以下	50%
		1/3超	100%

商業登記規則の改正

○会社法の改正により、監査役設置会社について、監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨を定款に登記することが盛り込まれたが、役員変更登記と併せて監査役の監査範囲に係る登記を行えば、役員変更登記以外の登録免許税負担が生じないことになりました(本チラシは、平成27年1月13日現在の情報をもとに作成しております。)

外国人旅行者向け消費税免税店の拡大

- 商店街やショッピングモールが「免税手続きカウンター」を設置した場合に、各店舗の免税手続きをまとめて行うことが可能になります
- 商店街やショッピングモールの複数店舗における購入額を合算して、免税販売の対象とすることが可能になります



商業地の固定資産税の負担軽減措置の延長

○商業地の固定資産税の負担軽減措置(負担水準60%~70%における据置措置、条例減額措置)が平成29年度末まで3年間延長されます

ふるさと納税制度の見直し

- 住民税の特例控除額が拡充されます(上限: 個人住民税所得割の1割→2割)
- 申告手続きが簡素化されます(確定申告を行わない人は、寄附先の自治体が本人に代わって控除手続をする「ふるさと納税ワンストップ特例」を創設)

車体課税の見直し

- エコカー減税に2020年度燃費基準が設けられ、2015年度燃費基準は減税額が縮小されたうえで、延長となります
- 環境性能に優れた軽自動車に対する軽減措置が創設されます

エコカー減税の拡充	自動車取得税	自動車重量税	
		1回目車検	2回目車検
電気自動車等	免税	免税	免税
2020年度燃費基準+20%達成	▲80%	▲75%	—
2020年度燃費基準+10%達成	▲60%	▲50%	—
2015年度燃費基準達成+10%達成	▲40%	▲25%	—
2015年度燃費基準達成+5%達成	▲20%	—	—
環境性能に優れた軽自動車に対する軽自動車税の減免措置			2年目
電気自動車等			▲75%
2020年度燃費基準+20%達成			▲50%
2020年度燃費基準達成			▲25%

高橋進の経済ナビ

「アベノミクス3年目の課題・キーワードは民間活力」

日本総合研究所理事長 高橋 進

安倍政権は今年10月の消費税の再引き上げを延期することを決定した。昨年4月の消費税引き上げに伴う駆け込みの反動減から、個人消費の回復が遅れていることが、増税延期の背景である。そして、個人消費の回復が遅れているのは、賃金は上昇しているものの、それ以上に物価が上昇して実質所得がマイナスになっていることが影響しているとみられる。同時に、消費税を引き上げたことによって、地方の景気回復の遅れや子育て層、および低所得層の消費マインドの低下などが表面化したことも、再引き上げに慎重にならざるを得なかった要因である。したがって、今年度の補正予算の編成に当たっては、

地方や個人消費のテコ入れに主眼が置かれることになった。安倍政権3年目となる今年度は、まず景気の柱である個人消費の着実な回復を通じて経済の好循環を回復することが課題である。その鍵となるのが賃金の上昇だ。企業収益の改善が続いていることから経済界も賃上げに前向きな姿勢を見せている。今年も賃金の上昇が続けば、実質所得がプラスに転じ、個人の懐が温まることで個人消費の回復が期待できる。安倍総理は増税延期の決断に当たり、二つの約束をした。一つは、2年後には増税をすることである。したがって、成長戦略を加速させ、消費税の再引き上げまでにデフレを

脱却し、増税に耐え得る体力をつけなければならない。安倍総理のもう一つの約束は、増税の延期による財政へのダメージを抑え、財政に対する信頼を維持するため、今年の夏までに財政健全化策を具体化させることである。二つの約束を実行しなければいけないという意味で、アベノミクスは今年がまさに勝負の年なのである。二つの取り組み課題である成長力強化と財政健全化は一見別々のテーマであるが、両者をつなぐキーワードがある。それは「民間活力」だ。

実体経済を見ると、企業部門はリーマン・ショックを克服し、収益力を回復させ、賃金の引き上げや投資の拡大余力を取り戻しつつある。個人部門は消費増税でダメージを被ったものの徐々に回復に向かっている。また、デフレ脱却の進展とともに、貯蓄から投資へのチャンスをつうがっている。金融機関も収益機会を狙って新規分野への投融资拡大に躍起だ。アベノミクスの下で民間部門に蓄積されつつあるエネルギーを解き放つことができれば、デフレ下で萎縮した民間活力を再生することができる。これを引き出すために、法人税率の引き下げや規制改革などを通じて民間の参入や、民間の活動領域を広げていくべきなのはいうまでもない。一方、財政健全化の本命は社会保障給付の抑制である。給付に手を付けずに財源を確保しようとするれば、止めどない国民負担を招く恐れがある。ただし、給付抑制一辺倒、あるいは一律削減では必要なサービスの供給力や多様性が失われてしまうことが懸念される。給付の抑制と供給力の維持を両立させるためには、公的な給付やサービスの外側に分厚い民間サービスのネットワークをつくり、サービスの多様性や利便性を確保する必要がある。こうすることで皆保険制度を守りつつ、民間の活力を生かすことができる。そうすれば、社会保障サービスを成長産業にすることも可能になる。

財政健全化のためには非社会保障支出も抑制しなければならぬ。インフラ整備に限られた財源で必要なインフラの更新や整備を行うためには、すでに蓄積された公的資産を有効活用しつつ、民間の資金と知恵を呼び込む必要がある。PFIやコンセッションはそのための手法である。民間活力を引き出すことで、政府、民間と国民がWin Winとなる関係構築することがアベノミクス3年目の課題である。(2月1日執筆)



高橋 進/たかはし・すすむ

1953年生まれ。一橋大学経済学部卒業後、76年住友銀行に入行。ロンドン駐在、経済調査部などを経て、90年日本総合研究所に着任。2000年から04年まで早稲田大学大学院アジア太平洋研究科客員教授、03年から近畿大学経済学部・経営学部客員教授を務める。現在、テレビのコメンテーターとしても活躍中。著書『10年後の日本を読む「先見力」のつけ方』(徳間書店)のほか、日本経済新聞、産経新聞などに多数執筆。

贈り物やお返し…何にしようか迷った時は

中野市内約270店で使える商工会議所発行
共通商品券が便利です。

企業と人

288

株式会社 竹内農機

代表取締役 竹内 修一 さん



今回は、(株)竹内農機の竹内修一社長さんにご寄稿という形で紹介させて頂きます。

弊社、株式会社竹内農機は祖父元治郎が戦争より帰還したのち農機具を中心とした各種機械の修理を目的として昭和29年に設立されました。その後、自動車も取扱いを始め、父・新治、私・修一と三代にわたり中野市吉田(江部交差点近く)で商売をさせて頂いておりました。

農機具部においては、トラクターやスปีドスプレイヤーといった大型農業機械から管理機、草刈り機などの小型農業機械まで販売と修理を行っています。また、冬場は除雪機をメインに今年も数多くのご注文・修理のご依頼をいただいております。



そして、今年も恒例となりました「春の大展示会」を、3月20日(金)・21日(土)に行つべく準備を進めております。当日は、お買い得品を初め1年間の感謝の気持ちを込めた企画をご用意しておりますので是非お立ち寄りくださいませ。

道を挟んだ向かい側の自動車部では、軽自動車から大型車までを取扱い、新車・中古車販売、車検・点検などの整備、钣金、保険の代理店を行っています。

この地域の発展に少しでもお役に立てるように取り組んで参りますので、今後の公益社団法人中野青年会議所の行う各事業にもぜひ、ご注目ください。

結びとなりますが、今後ともお客様のため、この地域のため農機具・自動車を通じて貢献できるよう、社員一同頑張つて参りますので、株式会社竹内農機をどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

「ご寄稿ありがとうございます。竹内さんの今後のますますのご活躍をご祈念いたします。」

(依頼者 池田恵美)

9月1日発行の共通商品券 使用期限・換金期限のお知らせ

平成26年9月1日発行の「共通商品券」の使用期限及び換金期限が近づいて参りました。「元気ができる商品券」と使用期限と換金期限が異なりますのでご注意ください。

使用期限	平成27年2月28日(土)
換金期限	平成27年3月25日(水)

この期限を過ぎますと換金できません。未換金商品券をお持ちの取扱店はお早めに換金の手続きをお願いします。

おすすめ "おめざ" "頭脳パン"

頭脳粉を使った頭脳パンは、昔ながらの味です!

毎週火・金は特売日です。通常216円のところ180円です!!



<問合せ先> (有)中村屋パン店

〒383-0025 中野市三好町1-3-58 TEL・FAX 22-2451
定休日 日・祭日 営業時間9:00~18:00

取引先の信用調査に **日経テレコン** をご利用下さい

【取引先の信用度を知りたいとき】(会員無料)

当所会員無料

新たに取引の申込みを受けたとき、遠隔地の企業と取引をするときや、取引先の悪い噂を聞いたときなどにご利用下さい。全国の514商工会議所のネットワーク、日経テレコン21(東京商工リサーチ、帝国データバンク、日経会社プロフィール等)を使い、取引先の信用調査をいたします。

問合せ、申込先 当所経営支援課 TEL 0269-22-2191 FAX 0269-26-7007

商工会議所休業補償プラン

取扱損保会社 (50音順)

㈱損害保険ジャパン・東京海上日動火災保険㈱ 富士火災海上保険㈱

新規就職者激励大会開催のお知らせ

積極的な
ご参加を
お願いし
ます

中野市及び当商工会議所の主催により、地元企業等に新たに就職した就業者等に対して、その門出を祝し社会人としての自覚を促し、職業意識の高揚を図り喜びと誇りを持って職場に定着していただくことを目的として、新規就職者激励大会を下記のとおり開催する予定で準備を進めています。

新規採用予定のある企業・団体の皆様には、対象者の出席についてご配慮賜りますようお願い申し上げます。

開催日時 平成27年4月7日(火) 式典及び講演 午後4時過ぎ～(調整中)

開催会場 中野地域職業訓練センター

対象者 (1)平成27年3月卒業予定の新規就職予定者
(2)最近新たに雇用された従業員で事業所等より申し込みがあった方

記念品 新規就職者を対象に記念品を贈呈します。

費用等 主催者側で負担

主 催 中野市、信州中野商工会議所 <問い合わせ> 当所 会員サービス課 ☎22-2191



事務局日誌 平成27年1月

- 4 日 年末年始休業(12/27～)
- 5 月 仕事始め・会頭訓示
- 7 水 商業委員会
- 9 金 中野市新春経済講演会
中野市新春賀詞交歓会
- 13 火 まちかど土びな展打ち合わせ会議
アクサ表彰式
第23回ばら制定都市会議実行委員会慰労会
- 14 水 信州なかの観光協会役員会
日商委員会(～15日)
広報委員会
第1回中野市バラまつり実行委員会(総会)
- 15 木 旧中野高校跡地・校舎利活用等市民検討委員会
- 20 火 建設業部会講習会
商業委員会セミナー
第2回中野市総合計画審議会
中野青年会議所2015年度1月通常総会
- 21 水 経営委員会
- 22 木 法務金融部会&信州中野Y E G合同セミナー
- 23 金 中野菓子工業組合新年総会
労働保険事務組合適用促進委員会
- 24 土 平成27年度西町区新年祝賀会
- 26 月 正副会頭と女性会の懇談会
- 28 水 メディア訪問
県内商工会議所事務局長県外研修(～29日)
新井工業団地協同組合新年懇親会
- 29 木 アクサ生命 ウイズプラン協議会(～30日)
製造業部会講習会
県中小企業団体中央会・講演会/会員懇談会
- 30 金 中野市特別職報酬等審議会

定 価：1部 50円(会員の購読料は会費に含まれています。)
発行所：信州中野商工会議所 長野県中野市中央1丁目7-2
TEL 0269-22-2191 FAX 0269-26-7007
発行人：池田 喜芳 編集人：宮川 浩

商 工 会 議 所 情 報 板

日本政策金融公庫の定例相談日

次回は、**3月2日(月)** 午前10時～
(原則・毎月第1月曜日)

場所 当所 第2会議室

中野市指定ごみ袋の販売

1. 定期配達販売

区 分	2月	3月
注文締切日	20日(金)	20日(金)
納 品 日	25日(水)	25日(水)
配 達 料	無 料	

2. 窓口販売

納品日以降に来所いただければお渡しできます。

区 分	3月	4月
注文締切日	5日(木)	6日(月)
納 品 日	10日(火)	10日(金)

3. お申し込み

所定の申込用紙により事務局あてFAX等でお申し込みください。ご不明な点がございましたら下記までご連絡ください。

問い合わせ

会員サービス課【TEL 22-2191 FAX 26-7007】

豊田出張所の開設

豊田出張所は、原則、毎週 月・水・金の午前10時から午後4時まで、職員が出張して開設します。豊田出張所：

中野市豊田支所2階 TEL / FAX 38 - 3044

*留守の場合もありますのでお電話で在室をご確認ください。

団体割引に必要な会員番号は宛名ラベルに記載しています

対象：P L 保険プラン、業務災害補償プラン
休業補償プラン、集団扱自動車保険